

棚田地域振興連絡会議の設置について

令和元年9月10日
棚田地域振興連絡会議決定

棚田地域振興法（令和元年法律第42号。以下「法」という。）第17条に基づき、棚田地域振興連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

1. 組織

- (1) 連絡会議は、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関（以下「関係府省」という。）の職員であって、棚田地域振興に係る施策を担当する者を構成員とする。
- (2) 連絡会議の事務局を内閣府地方創生推進事務局に置く。

2. 事務

連絡会議は、次に掲げる事項について、関係府省間の連絡調整を行うものとする。

- (1) 法第7条に定める指定棚田地域の指定
- (2) 法第10条に定める指定棚田地域振興活動計画の認定
- (3) その他棚田地域の振興に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために必要な事項

3. その他

連絡会議の運営等に関し必要な事項は、連絡会議において定める。